

際の受信者保護規律の整備について、総務省には、中継局を廃止しようとしている地方テレビ局などほどのくらいあるのか把握はしているのかと問い合わせたところ、把握はしていないという回答が来ました。総務省に、なぜ努力義務なのかを問い合わせたところ、放送法にそういった規定がないの一点張りでしたが、これではまるで、鉄道路線廃線を認めてくださいよ、そうしたらバス路線をつくるように努力義務が課せますからと言っているように聞こえます。結果的に被害を受けるのは地方在住者です。

特に、私の地元である沖縄県は離島が多く含まれておりますが、離島などのアクセスが難しい地域に中継局を設置するためには多額の費用が必要なのは理解できます。しかし、商業的に採算が取れないという理由で、ただでなくとも中継局の数が他県に比べて少ない沖縄県が更に中継局が減り情報弱者が増えてしまうこと、法的根拠がないから努力義務しか課せないということには納得ができません。

地方テレビ局は、地方在住者の特にインターネットを使えない方にとっては貴重な情報の収集源であり、公共インフラ的な役割の認められる民間事業者が地域でサービスを続けられるように、国が財政支援をすべきではないでしょうか。

地方在住者に対して国がしっかりと配慮を強く要望した上で、電波法改正案の反対討論といたします。

以上です。

○竹内委員長 次に、辰巳孝太郎君。

○辰巳委員 私、日本共産党を代表し、電波法及び放送法の一部を改正する法律案に反対の討論を行います。

反対の理由は、本法案が六ギガヘルツ超の高周波数帯における新たな周波数割当て方式として、オークション方式を導入することです。

企業が電波を利用するときに適切な経済的価値を置くこと自体は合理的です。しかし、本法案のオークションによる新たな割当て方式は、複数の市区町村など一定の広がりを持った地域ごとに、

携帯電話事業者以外にも大小様々な主体で行うことを想定しているものの、実際に参加できる事業者は、高い落札額の価額競争に耐えられる事業者に限定されかねません。

また、地域を限った高周波数帯の割当てであっても、公共性に対する考慮が求められます。従来の比較審査方式で条件とされる整備計画や通信網の開放などを事業者を求めることは必要です。総務省は、高周波数帯の活用には、そぐわないことを理由にこれを排除し、今後、総務省令等で条件を具体化するとしています。これは政府の政治的判断に白紙委任するものであり、国民の共有財産である電波の公共的な利用に反すると言わざるを得ません。

本法案では、地上波基幹放送事業者が中継局を廃止するに当たって、具体的な基準は示さず、事業者の経営判断に委ねます。現行法は電波の送信によって基幹放送があまねく受信できるように努めるものとするとして、中継局を廃止した場合、ケーブルテレビや配信によって放送番組を引き続き視聴できるよう努めればよいという努力義務へと緩和するものです。中継局が廃止されれば、その地域に住む視聴者・国民は代替の対応を新たに迫られるものであり、問題です。

なお、成層圏を飛行するHAPS搭載の携帯電話基地局の実用化、商用化は、既に災害時のドローン等を利用して地上の基地局を補完する例もある一方、国際的にも先例のない発展途上の技術です。国民利用に広くつながることが必要です。

その上で、私の質問で明らかにしたように、HAPSを含む次世代通信技術の利用を軍事優先にさせないことを求め、討論といたします。

○竹内委員長 これにて討論は終局いたしました。

○竹内委員長 これより採決に入ります。

電波法及び放送法の一部を改正する法律案について採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○竹内委員長 起立多数。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

○竹内委員長 この際、ただいま議決いたしました法律案に対し、あかま二郎君外四名から、自由民主党・無所属の会、立憲民主党・無所属、日本維新の会、国民民主党・無所属クラブ及び公明党の五派共同提案による附帯決議を付すべしとの動議が提出されております。

提出者から趣旨の説明を求めます。西川厚志君。

○西川(厚)委員 ただいま議題となりました附帯決議案につきまして、提出者を代表して、その趣旨を御説明申し上げます。

案文の朗読により趣旨の説明に代えさせていただきます。

電波法及び放送法の一部を改正する法律案に対する附帯決議(案)

政府は、本法の施行に当たり、次の各項の実施に努めるべきである。

一 電波利用料の歳入と歳出の累積差額については、電波利用料が電波の適正な利用の確保に関し無線局全体の受益を直接の目的として行う事務の処理に要する費用を免許人等が負担するものであることを踏まえ、必要性や緊急性の高い電波利用共益事務への積極的な活用を図ること。

二 価額競争における落札価額が著しく高額となり、事業者ひいてはそのサービスの利用者にとって過度な負担とならないよう、価額競争実施指針を定めること。

三 価額競争の仕組みを積極的かつ適切に活用すること等により、都市部のみならず都市部以外の地域においても、電波の公平かつ能率的な利用を促進し、地域に根差した電波利用サービスが生まれるよう努めること。

四 価額競争の運用状況を踏まえ、より公平性及び透明性の高い周波数の割当ての実現に向け、将来的に他の周波数についても価額競争を導入することも含め継続的に検討すること。

と。

五 電波が有限・希少な国民共有の財産であることに鑑み、価額競争における落札者が我が国の経済安全保障上の利益を損なうことなく落札した周波数を活用したサービスを長期的かつ安定的に提供するように、十分に留意すること。

六 電波の逼迫状況を解消するため、電波の再配分のみでなく、未利用周波数帯の開拓等の技術開発を含め、電波の有効利用に引き続き取り組むこと。

以上であります。

何とぞ委員各位の御賛同をお願い申し上げます。

○竹内委員長 以上で趣旨の説明は終わりました。

採決いたします。

本動議に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○竹内委員長 起立多数。よって、本動議のとおり附帯決議を付することに決しました。

この際、総務大臣から発言を求められておりますので、これを許します。村上総務大臣。

○村上国務大臣 ただいま御決議のありました事項につきましては、その御趣旨を十分に尊重してまいりたいと存じます。

○竹内委員長 お諮りいたします。

ただいま議決いたしました法律案に関する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと稱ぶ者あり〕

○竹内委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○竹内委員長 今回は、公報をもってお知らせすることとし、本日は、これにて散会いたします。

午後三時五十七分散会